

## ノートルダム清心女子大学研究活動における不正行為の防止等に関する規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日、文部科学大臣決定)(以下「ガイドライン」という。)に基づき、本学の研究活動における不正行為の防止等に関して必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規則において「研究者」とは、本学において研究活動を行う教職員(研究支援人材を含む)、学生及び研究員等(本学を本務とする者の他、本学以外に本務を有する者及び本務を有しない者)をいう。

2 この規則において「不正行為」とは、研究活動の不正行為に関する相談又は告発の受付及び取扱いに関する規則(以下「相談・告発に関する規則」という。)第2条第2項に定める行為をいう。

## (責任体系)

第3条 本学の研究活動における不正行為防止について最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者を補佐し、不正行為の防止を統括する責任と権限を有する者(以下「統括管理責任者」という。)を置き、学長が指名する副学長1名をもって充てる。

3 所属の研究者に対して、研究倫理の遵守を周知し、監督する責任と権限を有する者(以下「研究倫理教育責任者」という。)を置き、研究倫理委員会委員長をもって充てる。

## (最高管理責任者の責務)

第4条 最高管理責任者は、次の各号を行う。

- 一 不正行為防止の基本方針の決定
- 二 不正行為に係る情報を受けたときの対応方針の決定

## (統括管理責任者の責務)

第5条 統括管理責任者は、次の各号を行う。

- 一 不正行為防止の基本方針に基づく研究倫理教育の実施計画の策定及び実施統括
- 二 不正行為に係る情報を受けたときの対応の統括

## (研究倫理教育責任者の責務)

第6条 研究倫理教育責任者は、次の各号を行う。

- 一 研究者に対する定期的な研究倫理教育の実施及び受講状況の管理監督
- 二 必要がある場合、研究者に対する研究倫理の指導

## (研究者の責務)

第7条 研究者は、ガイドライン及び本学が定める諸規程に基づき、高い倫理性を保持し、研究活動に携わるとともに、不正行為を行ってはならない。

2 研究者は、研究倫理教育責任者の指示に従い、定期的に研究倫理教育を受けなければならない。

3 研究者は、不正行為を防止する前提として、研究のために収集又は作成した資料、データ等の記録を文部科学省が示す基準に従い、事後の検証が行えるように少なくとも10年間適切に保存しなければならない。

4 研究者は、関連する資料、データ等の研究記録の提出、関係者へのヒアリング等、この規則及び相談・告発に関する規則等に定める調査に誠実に協力しなければならない。

(共同研究における役割分担・責任の明確化)

第8条 共同研究においては、個々の研究者等がそれぞれの役割分担・責任を明確化しなければならない。

(複数の研究者による研究活動における代表研究者の役割)

第9条 複数の研究者による研究活動においては、研究活動の全容を把握・管理できる立場にある代表研究者が研究活動や研究成果を適切に確認しなければならない。

(若手研究者等への支援・助言等)

第10条 最高管理責任者は、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう、メンターの配置等、適切な支援・助言等がなされる環境を整備しなければならない。

(不正行為に関する相談又は告発の受付及び取扱い)

第11条 不正行為に関する相談又は告発の受付とその後の調査等の取扱いについては、別に定める。

(ガイドライン)

第12条 この規則に定めのない事項は、ガイドライン及び関連する文部科学省通達に則り取り扱う。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、研究倫理委員会及び評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、2015年7月23日から施行する。

附 則

この規則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2021年4月1日から施行する。